

広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）

令和5年4月1日 制 定

令和5年6月1日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事前審査型一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について、その標準を定めるものとする。

2 対象工事

対象工事は、次のとおりとする。ただし、企業長が特に必要と認めた場合は、(1)の工事であっても、一般競争入札によらないことができるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）で定める請負対象設計金額の工事
- (2) 特例政令適用工事以外の工事で企業長が特に必要と認めたもの

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、イ及びウについては、それらのうち一方を定めないこととすることができる。

ア 当該工事の業種について、広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程第6条本文の資格の認定を受けていること

イ 次の（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）に該当すること。

なお、工事の内容及び他の資格要件の設定内容によっては、（イ）、（ウ）又は（エ）を定めないことができ、さらに、（ア）の格付けの等級が2以上ある場合は、その一部に限定することができるものとする。

- （ア） アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）別表第4に定めるものであること。ただし、緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事等又は選定要綱別表第7に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事については、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級より上位の格付けの等級とすることができる。

なお、発注工事の内容又は施行箇所の地域の特性等により企業長が特に必要と認めたときは、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級によらないことができる。

- (イ) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるもの（選定要綱別表第4に定める格付別標準発注金額の上限額以上を対象として設定されたものに限り、A等級を除く。）であり、かつ、別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の1の要件を満たすこと
- (ロ) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるもの（A等級に限る。）であり、かつ、別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の1の要件を満たすこと
- (ハ) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第6に定めるものであり、かつ、別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の2の要件を満たすこと
- ウ アの資格の認定に係る当該工事の業種の総合数値（客観数値と主観数値を合計した数値をいう。）が一定の数値であること
- エ 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高（アの資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。）が、一定の金額（予定価格を事前公表する工事にあつては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。））以上であること
- オ 当該工事の請負対象設計金額が8,000万円以上である場合は、当該工事の業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- カ 当該工事の請負対象設計金額が8,000万円以上である場合は、当該工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること
- キ 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、企業団発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は企業団発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは建設工事における広島県水道広域連合企業団低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと

- ク 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと
 - ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること
 - コ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること
 - サ 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者であること
 - シ 他の入札参加希望者と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと
 - ス 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと
- (2) 特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項を定めるものとする。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、イを定めないのであるものとする。

なお、選定要綱別表第 7（1）の工事を除いて、構成員は原則として営業所（建設業法第 3 条第 1 項の営業所をいう。以下同じ。）のうち主たる営業所（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙 2（1）又は別紙 2（2）に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）を県内に有する者（以下「県内業者という。」）とし、構成員を県内業者とすることが困難な場合には、構成員のうち少なくとも 1 者は県内業者とする等、企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定に適合した構成であって、かつ、構成員の当該工事の業種に係る年間平均完成工事高の合計が一定の金額（予定価格を事前公表としている工事にあつては予定価格）以上であることが必要である。

- ア 企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱第 8 条(1)、(2)及び(4)に掲げる事項
 - イ (3)イに掲げる事項
 - ウ (1)キからスまで（シを除く。）に掲げる事項
 - エ 他の特定共同企業体の構成員と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと
- (3) 工事の種類又は性質等によっては、(1)及び(2)に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。
- ア 当該工事の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること
 - イ 当該工事と同様の種類及び規模の工事（原則として当該発注工事の規模の 80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近 10 年から 15 年以内のもの

- し、かつ、特定共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率 20%以上の場合のものとする。)を有すること
- ウ 広島県内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること
- エ 当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置（専任配置を条件とすることができる。）できること
- オ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること
- カ 別記 2 の「工事成績が優秀な業者等」の要件を満たすこと
- キ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

- (1) 当該工事の資格要件は、当該工事の指名業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見に基づいて広島県水道広域連合企業団決裁規程に定める区分による決裁権者（以下「決裁権者」という。）が決裁し、決定する。ただし、広島県水道広域連合企業団事務委任規程（以下「委任規程」という。）の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている工事にあつては、当該事務所の指名業者等選考委員会（以下「事務所選考委員会」という。）の意見に基づいて事務所長が決定する。
- (2) 前号の場合においては、当該工事を主管する課の長（以下「主管課長」という。）が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第 1 号）を添えて選考委員会に諮るものとする。
- (3) (1)のただし書の場合においては、当該事務所長が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第 1 号）を添えて事務所選考委員会に諮るものとする。

5 公告等

- (1) 発注機関の長は、別に定める書式見本に準じて作成したところにより、広島県水道広域連合企業団契約規程第 17 条各号の事項を本部及び事務所のうち適当と認めるものの掲示又は閲覧及び情報通信ネットワークを利用した方法によって公告する。
- (2) 当該工事を発注する事務所又は主管する課においては、必要に応じ、入札参加希望者に前号の公告の写しを配付する。
- (3) 事前審査型一般競争入札の公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

6 予定価格の公表時期

当該工事の業種及び請負対象設計金額の区分に応じて次表のとおり公表する。

業種	請負対象設計金額	公表時期
土木一式工事	1.0 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
建築一式工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
プレストレストコンクリート工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
電気工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
管工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
機械器具設置工事	2.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
電気通信工事	2.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
全ての工事	5 億円以上	事後公表（契約締結後）
上記以外	5 億円未満	事前公表（公告の中に記載）

7 設計図書の閲覧及び配付

- (1) 当該工事を発注する事務所又は主管する課において、公告に定める期間に設計図書を閲覧に供する。
- (2) 設計図書は、入札参加予定者のうち、希望する者に対して有料配付する（原則として請負対象設計金額が 1 億円以上のものに限る。）。
- (3) 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第 2 号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

8 入札参加希望書等の提出

- (1) 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加希望書を発注機関の長に、持参により提出しなければならない。
- (2) 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める資格要件に応じ、配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類、他の者との資本関係及び人的関係の状況を記した書類、建設工事の施工実績を証明する書類その他の必要な書類を、入札参加希望書に添付しなければならない。
- (3) (1) 及び(2)に掲げる書類（以下「入札参加希望書等」と総称する。）のうち次表左欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄に掲げる様式によって作成する。

入札参加希望書	別記様式第 3 号
企業の施工実績、配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類	別記様式第 4 号
他の者との資本関係及び人的関係の状況を記した書類	別記様式第 5 号
建設工事の施工実績を証明する書類	別記様式第 6 号

- (4) 入札参加希望書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加希望書等は、これを提出者に無断で使用しない。
- (6) 入札参加希望書等に虚偽の記入をした者については、指名除外を措置することがある。
- (7) (1) から (6) までの趣旨は、5 の公告中に表示する。
- (8) 事務所に提出された入札参加希望書等は、これを速やかに技術管理課長に送付するものとする。ただし、委任規程の規定により予定価格の決定が事務所に委任されている工事については、この限りでない。

9 入札参加希望書に添付する「企業の施工実績、技術者の資格・工事経験調書（別記様式第 4 号）」に記入する配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。
 なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3 人を限度とする。）の記入を認めるものとする。
- (2) 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り、配置予定技術者として記入することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が当該工事契約の議決予定月の前月末までの場合

イ 従事中の工事の契約工期の終期が当該工事契約の議決予定月の前月末以降の場合であっても、完成検査が当該工事契約の議決予定月の前月末までに行われることが見込まれる場合

- (3) 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中である場合であって、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期されたときは、その理由のいかんを問わず直ちに、入札参加希望書の取下書（別記様式第 7 号）により入札参加希望書を取り下げ、又は入札を辞退しなければならないものとする。ただし、複数の配置予定技術者を記入した場合で、記入した他の技術者を配置可能である場合は、この限りでない。
- (4) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めないものとする。
- (5) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を措置することがある。
- (6) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記入した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 当該工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を発注機関の長に提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書については、広島県水道広域連合企業団企業団工事費内訳書取扱要領に基づき、取り扱うこととする。
- (3) (1)(2)の趣旨は、5の公告に記載して入札参加者へ周知する。

11 当該工事の入札に参加する者に必要な資格の確認 技術管理課長（委任規則の規定により予定価格の決定が事務所に長に委任されている工事にあっては、事務所長）は、入札参加希望書等の内容を確認の上、当該工事の入札に参加する者に必要な資格の適否をまとめた入札参加希望者一覧表を作成し、選考委員会（委任規則の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている工事にあっては、事務所選考委員会）の長の承認を得て、決裁権者の決裁を受けるものとする。

12 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知

- (1) 技術管理課長は、入札前に当該工事の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、当該工事を発注する主管課長を経由して、速やかに入札参加希望者にその者に係る確認結果を通知する。ただし、事務所の発注に係る工事については、事務所長が通知するものとする。
- (2) 前号の通知は、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第8号）によって作成した書面によって行う。

13 無資格者への理由説明

発注機関の長は、当該工事の入札に参加する者に必要な資格がないとされた者の求めがあれば、その理由を説明する。

14 特定共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 特定共同企業体の代表者は、入札参加希望書の提出の際に、別に定める建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を発注機関の長を経由して企業長に提出し、企業長の認定を受けなければならない。
- (2) 当該工事の入札参加希望書の提出後、特定共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産の申立てがあり、又は指名除外措置の対象になる等やむを得ない理由により特定共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、公告に定める期限にかかわらず、代わる構成員を補充して新たに特定共同企業体を結成した上で、改めて入札参加希望書を提出することができる。

この場合の入札参加希望書の提出は、現に提出している入札参加希望書の取下げ（入札参加希望書の取下書（別記様式第7号）による。）と併せて行うものとし、その提出期限は、12の確認通知を行う日までとする。

なお、当該特定共同企業体への確認通知等は、他の入札参加希望者への通知とは別に入札日までに行うこととする。

- (3) 特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

15 再度入札の方法等

予定価格の公表時期にかかわらず、再度入札は行わない。

16 落札者の決定方法

- (1) 別に定める低入札価格調査制度によるものとする。
- (2) 工事費内訳書の失格の決定は、選考委員会の議決を経た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとする。

17 入札結果等の公表

企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の規定により入札結果等を閲覧に供する。

18 特例政令適用工事に係る特例

特例政令適用工事対象外につき削除（欠番）

- 19 電子入札に係る特例 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の手続きの全部又は一部を電子入札システムを利用して行う場合に関しては、必要な特例を別に定めることができる。

20 苦情申立て

当該工事の入札手続き等に関して苦情がある者は、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日を除く。）以内に、契約担当職員に申立てることができる。

21 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 6 月 1 日改正については、令和 5 年 6 月 1 日以降に公告する工事から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、企業団本部及び広島水道事務所が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札に適用する。
- 5 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 1 号）第 5 条第 3 項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が入札前に入札参加資格審査を行う一般競争入札については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要綱等をこの規程とみなして適用する。
- 6 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

別記 1

他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者

1 要綱 3 (1)イ (i) 及び (ii) 関係

要綱 3 (1)イ (i) 及び (ii) の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」は、次のいずれかに該当している者をいう。

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後 1 年を経過していない者を除く。

- (1) 平成 30 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること

(注 この要件に該当する場合は、令和 5・6 年度広島県建設工事等入札参加資格者名簿の「他の格付等の入札に参加できる者の 1 に該当する者」欄に○印が表示されている。)

業 種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	4 件以上	8 2 点以上
とび・土工・コンクリート工事	4 件以上	8 8 点以上
法面処理工事	4 件以上	8 3 点以上
電気工事	4 件以上	8 1 点以上
管工事	4 件以上	8 1 点以上
鋼構造物工事	4 件以上	8 4 点以上
舗装工事	4 件以上	8 4 点以上
しゅんせつ工事	4 件以上	8 7 点以上
塗装工事	4 件以上	8 1 点以上
機械器具設置工事	4 件以上	8 0 点以上
電気通信工事	4 件以上	8 0 点以上
造園工事	4 件以上	7 3 点以上
水道施設工事	4 件以上	8 3 点以上
解体工事	4 件以上	8 3 点以上

- (2) 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和元年度から令和4年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定により優良建設業者として表彰を受けた者であること

2 要綱3(1)イ(エ)関係

要綱3(1)イ(エ)の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」は、選定要綱別表6の請負対象設計金額の区分ごとに同表の格付の欄に定める格付を有し、かつ、別表第6に定める工事成績点を満たす者をいう。

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後1年を経過していない者を除く。

別記 2

工事成績が優秀な業者等

要綱 3 (3)カの「工事成績が優秀な業者等」は、次のいずれかに該当している者とする。

- 1 令和 5・6 年度県建設工事入札参加資格者名簿における当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の平均工事成績が次表に掲げる点数以下でないこと（平成 30 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事の元請施工実績がない場合を含む。）

業 種	平均工事成績点
土木一式工事	7 8 点
建築一式工事	8 0 点
とび・土工・コンクリート工事	7 8 点
法面処理工事	8 0 点
電気工事	7 7 点
管工事	7 6 点
鋼構造物工事	8 0 点
舗装工事	8 0 点
しゅんせつ工事	8 2 点
塗装工事	7 9 点
機械器具設置工事	7 5 点
電気通信工事	7 7 点
造園工事	7 2 点
水道施設工事	7 9 点
解体工事	7 9 点

- 2 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和元年度から令和 4 年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定により優良建設業者として表彰を受けた者であること